

総務委員会会議記録

総務委員長 五日市 王

- 1 日時
平成25年4月16日（火曜日）
午前10時2分開会、午後1時48分散会
（うち休憩 午前11時44分～午前11時44分、午前11時52分～午後1時3分）
- 2 場所
第1委員会室
- 3 出席委員
五日市王委員長、城内愛彦副委員長、高橋元委員、佐々木大和委員、工藤勝子委員、伊藤勢至委員、名須川晋委員、及川あつし委員、久保孝喜委員、佐々木努委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
藤澤担当書記、菊地担当書記、石田併任書記、及川併任書記、坂本併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 総務部
小田島総務部長、杉村総務部副部長兼総務室長、佐藤総合防災室長、
小向税務課総括課長、會川防災危機管理監、小畑総合防災室防災消防課長
 - (2) 政策地域部
中村政策地域部長、紺野政策地域部副部長兼地域振興室長、
佐々木地域振興室交通課長
 - (3) 復興局
佐々木理事兼復興局副局長、小野寺復興担当技監、森総務企画課総括課長、
佐野生活再建課総括課長
 - (4) 警察本部
高橋警務部長、照井監察課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
 - (1) 委員席の変更について
 - (2) 請願陳情の審査

受理番号第66号 被災ローンの法整備を求める請願

(3) 継続調査

ア 沿岸地域の鉄道の復旧について（政策地域部関係）

イ 広域防災拠点構想について（総務部関係）

9 議事の内容

○五日市王委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の会議に先立ち、これより人事紹介を行います。警察本部より職員の非違事案について発言を求められております。

本日は、閉会中の委員会であり、さきの2月定例会において、閉会中の継続審査及び継続調査事件として議決されているものに警察本部関係の案件がないため、警察本部関係職員に対する委員会への出席要求は行っておりませんが、本日警察本部関係職員の人事紹介も予定されていることから、警察本部関係職員の人事紹介に続けて発言を許したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと求め、さよう決定いたしました。

この際、本委員会の書記に異動がありましたので、新任の書記を紹介いたします。

藤澤担当書記でございます。

菊地担当書記でございます。

及川併任書記でございます。

藤澤併任書記でございます。

小友併任書記でございます。

次に、先般の人事異動により、新たに就任された執行部の方々を御紹介いたします。

初めに、秘書広報室の人事紹介を行います。

新任の水野和彦秘書広報室長を御紹介いたします。

○水野秘書広報室長 水野でございます。よろしくお願いいたします。

○五日市王委員長 水野秘書広報室長から秘書広報室の新任の方々を御紹介願います。

○水野秘書広報室長 御紹介申し上げます。

最初に、副室長兼首席調査監、保和衛でございます。

続きまして、菅原芳彦秘書課総括課長でございます。

続きまして、野中広治広聴広報課総括課長でございます。

最後に、広聴広報課報道監の上野里美でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。（拍手）

○五日市王委員長 御苦労さまでございました。

次に、総務部の人事紹介を行います。

新任の小田島智弥総務部長を御紹介いたします。

○小田島総務部長 小田島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**五日市王委員長** 小田島総務部長から、総務部の新任の方々を御紹介願います。

○**小田島総務部長** それでは、総務部の新任職員を御紹介いたします。

杉村孝副部長兼総務室長でございます。

佐藤博参事兼財政課総括課長でございます。

佐藤新総合防災室長でございます。

大槻英毅人事課総括課長でございます。

細川倫史法務学事課総括課長でございます。

小向哲税務課総括課長でございます。

宮卓司管財課総括課長でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願います。(拍手)

○**五日市王委員長** 次に、政策地域部の人事紹介を行います。

中村政策地域部長から、政策地域部の新任の方々を御紹介願います。

○**中村政策地域部長** 政策地域部の新任職員を御紹介いたします。

大平尚副部長兼政策推進室長兼首席 I L C 推進監でございます。

紺野由夫副部長兼地域振興室長でございます。復興局参事を兼任しております。

松川章参事兼 N P O ・文化国際課総括課長でございます。

菊池哲政策推進室政策監でございます。

小平浩政策推進室評価課長でございます。

千葉彰政策推進室 I L C 推進監でございます。

伊勢貴政策推進室分権推進課長でございます。

五月女有良市町村課総括課長でございます。

小原一信調査統計課総括課長でございます。

藤田芳男地域振興室県北沿岸・定住交流課長でございます。

佐々木隆地域振興室交通課長でございます。

古舘慶之地域振興室地域情報化課長でございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。(拍手)

○**五日市王委員長** 御苦労さまでございました。

次に、復興局の人事紹介を行います。

新任の佐々木和延理事兼副局長を御紹介いたします。

○**佐々木理事兼副局長** 佐々木です。どうぞよろしく願います。

それでは、復興局の職員を紹介させていただきます。

小野寺徳雄復興担当技監です。

紺野参事は、先ほど本務の政策地域部で御紹介させていただいております。

次に、森達也総務企画課総括課長です。

遠藤昭人まちづくり再生課総括課長です。

石田享一産業再生課総括課長です。

佐野淳生活再建課総括課長です。

以上で復興局職員の紹介を終わります。よろしく願いいたします。(拍手)

○**五日市王委員長** 御苦労さまでございました。

次に、国体・障がい者スポーツ大会局の人事紹介を行います。

松岡博国体・障がい者スポーツ大会局長を御紹介いたします。

○**松岡国体・障がい者スポーツ大会局長** 国体・障がい者スポーツ大会局長の松岡です。どうかよろしく願いいたします。

○**五日市王委員長** 松岡国体・障がい者スポーツ大会局長から、国体・障がい者スポーツ大会局の新任の方々を御紹介願います。

○**松岡国体・障がい者スポーツ大会局長** それでは、国体・障がい者スポーツ大会局の職員を紹介いたします。

西村豊副局長です。

伊藤等総務課特命参事です。

安部光一施設課総括課長です。

高橋一夫競技式典課総括課長です。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。(拍手)

○**五日市王委員長** 御苦労さまでございました。

次に、出納局の人事紹介を行います。

新任の熊谷俊巳会計管理者兼出納局長を御紹介いたします。

○**熊谷会計管理者兼出納局長** 熊谷です。どうぞよろしく願いいたします。

○**五日市王委員長** 熊谷会計管理者兼出納局長から、出納局の新任の方を御紹介願います。

○**熊谷会計管理者兼出納局長** 小原博指導審査課長でございます。どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

○**五日市王委員長** 御苦労さまでございました。

次に、人事委員会事務局の人事紹介を行います。佐藤人事委員会事務局長から、人事委員会事務局の新任の方を御紹介願います。

○**佐藤人事委員会事務局長** 花山智行職員課総括課長でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

○**五日市王委員長** 御苦労さまでございました。

次に、監査委員事務局の人事紹介を行います。

門口監査委員事務局長から、監査委員事務局の新任の方々を御紹介願います。

○**門口監査委員事務局長** それでは、監査委員事務局の新任職員を御紹介いたします。

佐藤和彦監査第一課総括課長でございます。

豊岡直人監査第二課総括課長でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。(拍手)

○**五日市王委員長** 御苦労さまでございました。

次に、警察本部の人事紹介を行います。高橋警務部長から、警察本部の新任の方々を御紹介願います。

○高橋警務部長 警察本部の新任の職員を紹介いたします。

吉田尚邦生活安全部長でございます。

吉田修刑事部長でございます。

田鎖俊孝交通部長でございます。

今野秀人警備部長でございます。

西野悟警務部参事官兼首席監察官でございます。

米澤崇警務部参事官兼警務課長でございます。

瀬川正範警務部参事官兼人財育成課長でございます。

佐藤設男警務部参事兼会計課長でございます。

照井光弘監察課長でございます。

高橋恵市生活安全部参事官兼生活安全企画課長でございます。

新沼武彦生活安全部参事官兼地域課長でございます。

大澤文男刑事部参事官兼捜査第一課長でございます。

古澤美幸交通部参事官兼交通企画課長でございます。

金野順一警備部参事官兼公安課長でございます。

白鳥洵総務課長でございます。

以上、警察本部の紹介を終わります。よろしく願いいたします。(拍手)

○五日市王委員長 御苦労さまでございました。以上で執行部職員の紹介を終わります。

この際、警務部長から発言を求められておりますので、これを許します。

○高橋警務部長 お許しをいただきまして、警察職員の非違事案の発生につきまして、報告及びおわびを申し上げます。

さきの報道で既に御承知のことと思いますが、警察署に勤務いたします警察官が、脅迫容疑で逮捕されるという非違事案が発生いたしました。また、さきの2月定例会で酒気帯び運転で検挙された警察官を懲戒免職処分とした旨を御報告し、再発防止と信頼回復に努めているさなか、警察本部の警察官が酒気帯び運転で検挙されるという非違事案が発生し、当該職員は4月10日付で停職6カ月の懲戒処分としているところでございます。

県警察におきましては、全国警察から応援を得ながら、東日本大震災津波への復興に継続して取り組んでいる中でこのような非違事案を続発させましたことにつきまして、まことに申しわけなく、重く受けとめているところでございます。この場をおかりいたしまして、被害者はもとより、県民の皆様にも改めて深くおわび申し上げる次第でございます。

県警察といたしましては、非違事案の絶無に向けまして、全職員に対し、職務倫理教育や、人事管理の再徹底を図り、職員一丸となりまして、一日も早い県民の信頼回復に努めてまいり所存でございます。このたびは申しわけございませんでした。

○五日市王委員長 以上をもって、警務部長からの報告を終わります。警察本部の皆様は、

退席されて結構です。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

なお、総務部より、専決処分について発言を求められておりますので、本日の継続調査終了後、これを許したいと思っておりますので、御了承願います。

初めに、委員席の変更についてお諮りいたします。今回委員の所属会派の異動に伴い、委員席につきましても、現在御着席のとおりといたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第 66 号被災ローンの法整備を求める請願を議題といたします。

その後、当局から参考説明はございますか。

○**佐野生活再建課総括課長** 受理番号第 66 号被災ローンの法整備を求める請願の審議に当たり、個人債務者の私的整理に関するガイドライン及び被災者生活再建支援金につきましては前回配付いたしました資料がございますが、一部時点修正の箇所がございますので、この辺について御説明申し上げます。本日配付いたしました資料に基づいて御説明申し上げます。

まず、1 ページ目の個人債務者の私的整理に関するガイドラインについてでございますが、資料の中ほどより下の 2、現状と課題の（2）について、下線を付しておりますが、本県におけるガイドラインによる債務整理の成立件数は、本年 4 月 12 日現在で 75 件となっているところでございます。前回 3 月 15 日現在で御説明申し上げましたときより 7 件増となっております。参考として、箱枠でくくっております債務整理申出件数と成立件数の全体と、本県分の件数についても記載しておりますので、御参照ください。

次に、おめくりいただきまして 3 ページの被災者生活再建支援金についてでございますが、資料の一番下に下線を付しておりますが、震災復興特別交付税の本県配分額、約 215 億円全額を本年 3 月 27 日付で対象市町村に交付決定したところでございます。以上でございます。

○**五日市王委員長** 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○**高橋元委員** まず一つ確認なのですが、3 月 22 日にいただいた資料では、1 ページ目の箱枠の中の、債務整理申出件数 642 件が、今度は 584 件と総枠で減っているということは、これは何が理由かと。普通はふえていくのかなと思っていたのですが、その確認が第 1 点です。

二つ目には、少し時間も経過しておりますので、国のその後の取り組み動向に進展があるのかどうかというのが 1 点。それから、他県の状況はどういう形になっているのか。住宅の支援について、いろいろ取り組みがあると思っておりますが、その辺はどうなのか。それか

ら、県内の各市町村の取り組み、新たな動き等、どういう形で進展しているのか、この点についてお伺いいたします。

○佐野生活再建課総括課長 最初の債務整理申出件数は、3月15日現在より減となったということは、申し出から整理成立件数のほうに移っていったものがあるということで申し出が減っていると理解しております。

それから、国のその後の動向等でございますが、この資料の2ページ目でございますが、国の動向というより、それを受けて、2ページ目の一番上、周知の状況のところでございますが、金融庁及び東北財務局から周知徹底の要請があったわけですが、これを受けて、各金融機関において、過去に対象外と判断された事案にかかわらず、ダイレクトメール等により直接債務者に弁護士と関係機関が連携して開催する無料相談会への参加を案内しています。2月から取り組みが始まっておりまして、こうした金融機関からのダイレクトメール等がございまして、それを受けた形で、本年3月及び4月に釜石及び大船渡の地区合同庁舎で無料相談会を行ったわけですが、そちらへの個別相談に結びついているという形で、周知のほうが進んできていると理解しております。

それから、他県の状況でございますが、3月との比較で申し上げますと、債務整理成立件数でいきますと、東京本部の成立件数が4件ふえております。それから、岩手支部、本県が先ほど申し上げましたように7件ふえております。宮城支部は1件の増加にとどまっております。福島支部では5件の増加、茨城支部は変わりがないというような状況になっております。

それから、県内市町村ですが、先ほど一部紹介を申し上げましたが、県内の市町村と連携した債務者への個別相談会の実施等を各地区合同庁舎で行っております。あるいは、市役所を借りてやっております。2月には、陸前高田市役所で2月24日に個別相談会を開催しております。それから3月には、3月17日に釜石市と連携、あるいはガイドライン運営委員会等と連携しまして、釜石地区合同庁舎で開催しております。それから4月には、大船渡市において、大船渡地区合同庁舎で4月14日、おとといの日曜日に開催しております。さらに宮古市において来週の日曜日、4月21日に開催する予定ということで、被災債務者向けの無料相談会を順次開催しているところでございます。

○高橋元委員 ありがとうございます。いろいろ無料相談会を開催されているようでございますけれども、これは金融関係の窓口の担当者との相談の中で、融資とかいろいろな面で、希望者の希望に沿った形で成立しているものなのか。あるいは難しい問題があって保留になっているようなものが多いとか、その辺の実態について、もしおわかりであればお尋ねしたいです。

○佐野生活再建課総括課長 個別相談の段階から、次のステップである申し出に向けて、登録した専門家を紹介して支援に向けた準備を進めるというのが次のステップでございますが、次のステップになかなか進めない案件というのがないと承知しております。この理由の大半は、ガイドラインの対象となり得る債権債務に該当しないというふうな事由によ

るものでございます。

具体的には、将来の住居費負担等を考慮しましても、震災後の収入により、以前のローンの返済が可能であると判断される例。さらに、不動産等を所有していることによりまして、債務に比較して資産が超過していると判断される状況があるということで、このような場合には資産売却等により支払いが可能と判断されるということでございます。さらに、震災前からそのようなローンをお持ちの債務者の方の支払いが滞っている、支払い不能があるということで判断されるといったことが私的整理ガイドライン運営委員会本部で整理した結果だというふうに分析してございます。

○及川あつし委員 人事もかわられたようなので、改めて我が会派の考え方と、ぜひこの請願については採択していただきたいという旨で、意見、あとは質問等もさせていただきたいと思います。

いずれ当初から申し上げているとおり、個人債務者の私的整理に関するガイドラインというやり方は、はっきり言えば非常に非効率で、問題の本質を解決する制度にはなり得ないということは、この2年を越えた段階で、まだ債務整理成立件数が75件しか立っていないということで、もう明らかだろうと思っております。

その理由は、これまでも何度も申し上げてきましたけれども、きょう配付いただいている資料でもわかるとおり、結局債権者が全員同意しなければ、これについては成立しないという根本的な欠陥があって、こういう私的な債務整理を今のガイドラインで進めるといことが、本来の趣旨である被災者の生活再建に資する制度にはなり得ないということは、これまでの経過でもう十分に判明しているのではないかと考えるところであります。

特にその中で、今回請願の中で書かれておりますけれども、時限立法としての法整備により、法律的な支援を行わない限り、必要な時期に必要な件数の債務整理が成立し、被災者の生活再建に向けての支援ができないということはもう明らかでありますので、執行部の皆さんに繰り返しお願いをしたいのは、きょう配付の資料の2ページに、平成25年2月9日出された政府に対する東日本大震災津波に関する要望書がありますけれども、もうこういう表現ではだめなのだということで、新しい体制のもとで認識を変えてもらいたいと思っております。繰り返しになりますが、個人債務者の私的整理に関するガイドラインではもうだめで、法的な枠組みをもう一度つくってもらわない限りはだめだと思っておりますが、この点について、改めて所見を求めたいと思います。

同時に、これが進まない理由は、結局、債権者が全員同意をしない限り債務整理が成立しないというその背景には、弱っている金融機関の支援というものも、やはり抜けているのかなと思っております。沿岸の、例えば漁業協同組合の信用組合の問題とか、地元の地方銀行にしても、やはり債務整理をすることについては、結局引当金をまた出さなければいけないとか、個々の金融機関の事情もあって、そこに対しての政府の取り組みというのでも弱いわけでありまして、これも2ページの(1)のウのところ、金融機関への個別要請をしているのはわかるのですけれども、金融機関としても、自分たちの経営母体を著しく

毀損してまで、このガイドラインの趣旨に沿った形で債務整理はできないというのも、これは自明のことでありまして、政府に対しては改めてこの枠組みを見直すとともに、その見直しの中には、金融機関の債務整理をした場合のしかるべきインセンティブも加えない限り、この債務整理の成立件数が遅々として進まない現状は変わらないと思っています。

繰り返しになりますが、その趣旨でこの請願は、本日早期に採択をしていただきたいと意見を申し上げますとともに、本県の政府に対する要望の姿勢もこの際変えるべきだと思っておりますが、その件についての所見を求めたいと思います。

○佐野生活再建課総括課長 及川委員御指摘の部分については、十分理解できるところでございますので、こういった形で要望していくかについては、私たちのところで検討してまいりたいと思います。

○及川あつし委員 前向きな御発言で得心いたしましたので、ありがとうございます。

いずれ現状が目のあるけれども、それがきちんと制度として反映されていない状況で2年たってきていて、その結果が、この債務整理の成立件数だということで、これは説得力を持つと思いますし、この前も御紹介申し上げましたけれども、私も当時の立法に携わった人間等からいろいろ聞きましたけれども、結局いろいろな行きがかりで中途半端な制度になってしまって、ひっくり返してもお酒が出ないとっくりみたいな制度になってしまったということで、政府の関係者の中でも、自戒の念を込めていろいろ言っている方も多いうふうには私は認識しておりますので、早急な取り組みを求めて、私からは終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○伊藤勢至委員 私も、この請願には賛成の立場で意見を申し上げたい、また感想を伺いたいと思います。

皆さんは、二重ローンとおっしゃっておりますけれども、実はこれは三重ローン、四重ローンの問題だと私は思っております。平成21年の秋ごろだったと思いますが、爆弾低気圧が襲来をいたしまして、宮古市の重茂半島から南の地域の養殖棚等が壊滅的な被害を受けました。そして平成22年には、十勝沖地震による津波が発生いたしまして、重茂半島から北の部分の養殖施設が、これまた完全にやられました。そして平成23年の3月11日に、今回の東日本大震災で完膚なきまでやられたと。したがって、沿岸の養殖漁家は全部が2回の被害を受けているわけです。

その中で、若い者が帰ってきたから家を建てて頑張ろうという家がみんな流されてしまっていて、したがってこれで三重ローン、あるいは前の建てた家のローンを払っていない家であれば、これは四重ローンという、そういう問題になっているのでありまして、決して二重ローンという生易しい問題ではないと思っておりますので、こういうものは、来たらば得たりやおうとばかりに、すぐに通して働きかけをするという対応をしていただきたいと思うものでありまして、ぜひこれは採択をするべきだと思うのですが、御感想があれば伺います。四重ローンについて、五重ローン、六重ローンでもいいけれども。

○佐野生活再建課総括課長 二重ローンという言い方が一般的に言われていますが、結局

先ほど及川委員からもあったように、1カ所から一つ借りていて、さらに新しい住宅のためのローンを組む、これで二重というような狭い範囲で捉えるべきではなくて、個人債務者の私的整理という中には、そういった事情があるということは十分に踏まえた上で、先ほど申し上げたような要望等に反映させられればと思います。

○伊藤勢至委員 あと一つ確認ですけれども、前回の予算特別委員会で確認をいたしました、現在の戸建ての災害公営住宅を建てる際の県のトータルの補助金が765万円、これは確認をしたところであります。そういう中で、年度末に国から県に対して215億円の補助金が出てきた。そして岩手県では、普代村は住宅の被害がありませんでしたので、普代村を除いた11市町村に、全部それを分配するというお話でございました。そうしますと、人口比あるいは被災を受けた建物等によって違うかもしれませんが、押しなべて20億円ぐらいずつの配分にはなるのだろうとっております。

例えば宮古市では、今言った765万円に100万円を上乗せして、865万円で、どうぞ災害公営住宅を建てて、いち早く応急仮設住宅から出てくださいと、そういうことが可能だと思っておりますが、普代村除きの11市町村にお金を分配する際に、これは災害公営住宅向けのお金ですよというような注文をつけてやったのでしょうか。そういうことを言っていないと積み上がっていかないと思っておりますが、市町村に対してはどのような分配の仕方、あるいは説明をしたのでしょうか、確認をいたします。

○森総務企画課総括課長 復興交付金の交付決定については、3月27日に確定させていただいたところでございます。この交付決定をするに当たりまして、該当市町村が11市町村あるわけでございますけれども、3点について要請させていただいております。

この交付金の活用に当たって、第一といたしまして、今回の措置といいますのは、防災集団移転促進事業ですとか、そのほかの制度間の格差、これを埋めるためにお使いいただきたい、これが一つ目でございます。

二つ目といたしまして、各市町村内における生活基盤、住まいの安定を図るために、例えば100万円補助を創設して上乗せを行うとか、そのような住宅再建を行う方向で使っていただきたいと。

そのほか3点目といたしまして、住宅の再建に資する、市町村ごとに事情があると思えますので、そういう住宅再建を促すものに使っていただきたい、この3点をお願いしております。

いずれにおきましても、各市町村内で住宅の再建を促す方向で検討していただきたいということを要請しているところでございます。

○伊藤勢至委員 このように使っていただきたいと、こういったことの確認はしているのでしょうか。どう使ったかわからないということになりはしませんか。確認をいたします。

○森総務企画課総括課長 復興交付金を用いまして、各市町村でどのような補助制度等をおつくりになって交付していくか、そういうものについては追跡調査といいますか、報告をいただくことにしております。既に一部の市町村では決まっているところもあるようで

ございまして、例えば市町村内に自宅を建設購入した場合には100万円補助する、そういう市町村も出ているという報告を受けているところでございます。

○**城内愛彦委員** 確認になるのですが、先ほど及川委員の話の中で、金融機関への個別の要請ということでありましたが、この中に信用金庫も入っているのでしょうか。

○**佐野生活再建課総括課長** 金融機関の中に入っております。また、直接訪問等において、銀行協会のほかに信用農業協同組合連合会、それから信用漁業組合連合会といったところにも要請しております。

○**城内愛彦委員** 沿岸地区は、銀行関係よりは農業協同組合、漁業協同組合、信用組合、信用金庫との取引が多いわけでありますので、そういったところをしっかりとフォローアップしていただかないと、なかなかこの事業は進んでいかないと思っております。金融機関ではなるべくとりたいたいというのが本音のようでありまして、被災をした方々は払えない状況というのが続いていますので、まさにミスマッチというのはもう混在していると思いますので、しっかりとその辺の課題解決をしていかないと、この請願を通して、焼け石に水になりかねないなというふうに思いますので、その辺を整理していただければと考えます。以上です。

○**五日市王委員長** ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 採択との意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、本請願につきましては、関係機関に対する要望を求めるものでありますので、意見書を提出することとしたいと思いますが、次の意見書の提出は、6月定例会後となることから、意見書については次回以降の委員会で検討したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

以上をもって、請願陳情の審査を終わります。

次に、継続調査を行います。初めに、沿岸地域の鉄道の復旧について調査を行います。調査の進め方についてであります。執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、当局から説明を求めます。

○**佐々木交通課長** それでは、お手元にお配りいたしました沿岸地域の鉄道の復旧についての資料について御説明申し上げます。

初めに、資料の構成ですが、1ページ目は三陸鉄道、2ページ目から3ページ目はJR山田線と大船渡線について、それぞれ現状、課題、今後の対応等に、項目立てをして記載をさせていただきます。

それでは、1ページ目の三陸鉄道についてでございます。まず1の現状ですが、現在残されている不通区間は、北リアス線では小本から田野畑間の10.5キロメートル、南リアス線では吉浜から釜石間の15キロメートル、北、南、合わせて計25.5キロメートルでありまして、路線全体107.6キロメートルに占める割合は約24%となっています。この不通区間につきましては、小本から田野畑間は県北バスが、吉浜から釜石間は県交通が、国及び県の補助を受けながら、路線バスにより交通手段を確保しております。三陸鉄道では、来年4月の全区間運行再開を目指しまして、着実に復旧工事を進めるところでございます。

2の課題ですが、3点掲げさせていただきます。1点目としては、鉄道復旧までの間、不通区間があるため、運輸収入の減少が避けられず収支が悪化するため、三陸鉄道に対する財政支援が必要となります。2点目の課題としては、今後沿線人口が大きく減少することが避けられない外部環境があることから、新たな収入確保策、利用促進策等の検討が必要となります。3点目の課題は、後ほど御説明しますが、JR東日本が、JR山田線、大船渡線の復旧方針をいまだ示していない状況にあります。これらの路線とつながることで相乗効果が期待できるということから、一日も早いJR山田線、大船渡線の早期復旧が必要ということでございます。

3に参りまして、今後の対応ですが、2点ございます。1点目は、平成25年度までの復旧期間中の収支欠損、約2億1,600万円と見込んでいますが、これは県と沿線市町村が折半して負担するという事で調整を図ってまいります。また、運輸収入の減少により、当座の運転資金を補う必要がありますので、県から無利子で運転資金の貸し付けを行っております。会社側でも増収に向けて、被災地フロンティア研修を初め、記載いたしましたような新事業に着手し、今後も取り進めることとしております。

2ページ目に参りますが、県、市町村での利用促進策を検討し、運輸収入につながる利用客の拡大を図りたいと考えております。4行目の全線復旧後のあり方でございますが、会社が運行に専念できるよう、鉄道施設を沿線市町村が所有する、いわゆる上下分離方式を確立いたしまして、施設の維持費用は県と沿線市町村が負担することで、これまで以上に三陸鉄道を支援していくものでございます。

引き続きまして、2ページ目の上から7行目のJR線についてでございます。まず1の現状でございますが、JR山田線と大船渡線を合わせまして、駅舎の流失は25駅中10駅、線路の流失は99.1キロメートル中21.5キロメートル、橋梁の流失が9カ所等となっております。

次に、2の当面の交通の確保ですが、JR山田線については、宮古駅前から道の駅やまだを經由しまして、船越駅前までの区間を県北バスが、また道の駅やまだから船越駅前、釜石駅前を經由し、上大畑までを県交通が路線バスにより交通手段を確保しております。

J R 大船渡線につきましては、3月2日から仮復旧という形で、盛から気仙沼間について一部鉄道敷を専用道化したバス交通輸送システム、いわゆるBRTとしてJ R 東日本がバス車両を運行しております。

次に、3の鉄道復旧に係る課題でございます。J R 東日本側では、津波からの安全の確保、鉄道とまちづくりの整合性、費用負担、この三つが鉄道復旧の課題だとしております。原状復旧に要する費用を超えるまちづくりに伴う復旧費用分の負担につきましては、国と自治体をお願いをしたいとJ R 東日本では言っております。また、J R 山田線につきましては、復旧した場合の地元の利用促進策の検討を求められているというところでございます。

次に、4のこれまでの取り組みですが、次の3ページの表にあります、J R 山田線、大船渡線ごとに開催をしている復興調整会議ですが、これは東北運輸局、東北地方整備局、岩手復興局、J R 東日本、三陸鉄道、県、沿線市町村が参画するものでございますが、この場で沿線市町村の復興計画と鉄道復旧の整合をとるための調整を行っております。

また、鉄道復旧を目指して、表の下の(2)の要望の実施のところにありますが、国への要望を行っているほか、(3)の沿線首長会議の開催におきまして、首長間による合同要望でありますとか、未調整の課題の解決など、鉄道復旧に沿線市町村長がしっかり取り組むということも確認し、それから地元としてJ R 山田線の利用促進に最大限取り組むということについての合意などをしていきます。

次に、5の今後の対応ですが、先ほど申し上げたJ R 東日本が示している三つの条件、津波からの安全の確保、鉄道とまちづくりの整合性、費用負担、この三つの課題につきまして、関係市町村、国等と調整を図り、早期の解決に向けて現在努力をしているところであります。後からJ R 東日本から検討依頼があったJ R 山田線の地元の利用促進策につきましても、5月の連休前に、学識者の方をお呼びして、検討協議の場を立ち上げることであります。

資料の5ページは、地図が出ているものでございます。J R 山田線の復旧の主な課題となっているものでございます。5ページでは、J R 山田線の復旧に向けた主な課題として4点、それから次の6ページでは、J R 大船渡線につきまして同様に3点、枠囲みの中に記載をしているところでございます。簡潔に申し上げますと、これらの課題の内容は、地盤のかさ上げに伴う鉄道のかさ上げでありますとか、鉄道の勾配の変更等でございます。いずれも国からの財政負担の導入を含めまして、解決課題に向けて調整を急いでいるところでございます。

資料の7ページでございますが、7ページでは、現在J R 大船渡線で仮復旧として運行しているBRTの運行ルートをお示ししておりますので、左上の運行系統と、それから地図を見比べていただければと存じます。この地図の中で、黒の点線があるのですが、凡例のところ、下から二つ目に鉄道ルートとなっておりますが、この黒の点線が東日本大震災津波前に鉄道が通っていたルートでございます。この地図の右上の緑色で表示した鉄

道敷を走行する専用道、それから青色の線が現在のBRTの運行ルートでございます。地図の左下の気仙沼から、地図の右上の盛までの路線、これは地図の右下に小友がありますけれども、その小友を回る鉄道ルートに近い形のもの、それから国道45号線により短距離で結ぶものに分かれていますが、このほかにも中央の陸前矢作から陸前高田を經由して盛に向かう路線も今運行されているところでございます。

最後、8ページでございますが、今申し上げた路線と運行本数を表示したものでございます。ここには、図の中央に陸前高田がありまして、陸前高田から右端の盛の間は、赤の路線が10本、青の路線が28本、黄色の路線が13本、合計51本となっております、下がります、上りが26本、下りが25本という内訳という形で運行されているものでございます。

資料の説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○**佐々木大和委員** いろいろ課題の多い三陸鉄道、そしてまたJR線ですけれども、これらが続けていくとき、今ドラマでもちょうどあまちゃん、久慈地域が注目されて、いろいろやっているわけですけれども、この説明であったとおり、沿岸を結んでいくという話はそのとおりだと思うのだけれども、観光ルートの中にこれを入れようとしたときには、盛岡市は一つの起点ですね、起点の盛岡市とこのルートがどういうつながりができているのか。観光客が仮に個人で来たときに、久慈市に入ろう、宮古市に入ろう、そしてまた釜石市、大船渡市に行こうとしたときに、どういうルートでここにつながるのですよということが、もっと明確にならなければならないのではないかな。そういう点で、沿岸の鉄道を生かすためには、地元の住民のためのレールとともに、観光でもうたってきたわけですから、そこに対してはどのような考え方をここで取り組んでいるのか伺いたいと思います。

○**佐々木交通課長** テレビドラマのあまちゃんのお話が出たところでございます。観光という側面のお話になるかと思いますが、あまちゃんによって、全国からの注目度が集まるということで、久慈地域の市町村でありますとか観光協会、商工団体、地域団体等が、昨年の9月に、朝の連続テレビ小説あまちゃん支援推進協議会というのを設置しまして、これまでロケの支援ですとか、観光客の受け入れ態勢整備に取り組んできているところでございます。これは、久慈地域でということでございます。

それから、県観光課のほうでは、このドラマ放送と同時期の今月の19日から9月30日に、JR東日本と連携をして、うまっ！いわて観光キャンペーンを実施するということになっておりまして、首都圏のPRの強化でありますとか、あと三陸鉄道の乗車も一部含むものもあるのですが、復興応援バスツアーを運行するなどという形で、地元と県が一体になって、三陸鉄道を組み込んだような形で観光客の誘客を図っているところでございます。

それから、三陸鉄道でも既存のエージェントが取り扱う商品が、あまちゃんの放映とい

うことでクローズアップされてふえることが期待できるわけなのですが、それ以外にも防災とかまちづくり、商工団体向けの、先ほどの資料にもございましたけれども、被災地フロンティア研修でありますとか、あとは震災学習列車といった形で、ターゲットを絞った商品をつくりまして、集客を図っていきたいということで、ドラマ放送による注目度アップを生かしていきたいと考えているところでございます。

○**佐々木大和委員** あまちゃんも、宮藤官九郎さんという脚本家も若い人にかなり人気があるそうなので、これからどんどん評価をされてくるだろうと思います。前にどんど晴れですか、盛岡の場合も随分成果があったと思うのですが、今言ったように、観光でいけば、いろいろと団体客から何かからあるのですけれども、個人客が実際に来たときに久慈市に行く、宮古市に行くというときのルートが、実際には時間もかかるし、説明しにくい環境になっているのではないかと。そっちのほうに問題点があって、その解決をするのが交通担当の部署ではないか。観光のほうは、さきほどの答弁でいいのだけれども、そこでやっていくのは観光課がやればいいので。個人客が今は非常に多くなっています。だけれども、新幹線で盛岡市に入ったときに、三陸鉄道の方面に観光に入ろうとしたときは大変な苦勞をするのではないか。説明するほうもそうだし、来た方も時間もかかるし、料金も仙台に行くぐらいのバス料金がかかるわけだし、そういうところの実態をどう捉えているのか。そこに対しての取り組みが前面に出てくる必要が今回あるのではないかとと思うのですが、いかがですか。

○**佐々木交通課長** 今久慈、宮古方面に、個人の方が行く場合のルートというお話がありましたけれども、一つの方法として、どうやって行ったらいいのかというのが正直わからないという方がいらっしゃるのだと思います。そういう方には、岩手県観光協会のホームページもございますし、それから県のホームページがございますので、そういった中で、こういう交通手段がありますよというお知らせを今まで以上にしていくということが重要かなと考えてございます。

○**佐々木大和委員** 説明しても実際的に時間はかかるし、久慈方面にバスは1日何便出ていますか。宮古方面は106急行があるからある程度は。久慈方面に行こうとした人は、何便バスがあるのでしょうか。その辺の実態を把握して、ここに対してどうするかということを知っているのです。

○**佐々木交通課長** 確かに今お話がありましたように、106急行は1時間に1本、毎時何分発という形で、時刻表を見なくても、例えば盛岡駅に来れば、必ず何分に出ますとわかる状態になっていると。ただ、久慈方面に行くバスにつきましては、久慈に直接行く白樺号もございますし、あとは新幹線で二戸駅まで行きまして、二戸駅からスワロー号で久慈市まで行くものもございます。ただ、採算性とかの面で、おっしゃるとおり便数が106急行と比べれば非常に少なく、毎時何分発というような格好になっていないというのはおっしゃるとおりでございますが、その本数をJR東日本としてもふやしていただくというのちょっと難しい状況にあるのも、またこれ事実でございまして、そのあたりは県から

も、JR東日本にはお願いはしていきたいというような状況で、ちょっとはっきりしないお答えになるのですが、そういうところでございます。申しわけございません。

○佐々木大和委員 なかなかはっきり答えていないのだけれども、実際この環境の中で、外がこれから盛り上がってくるというところで、多分あまちゃんも、NHKでは、震災復興としての応援の形が含まれていますよね。そこに応えるほうである岩手県の観光に対する空気感が足りないのではないかという意味の質問ですよ。だから、そこは個人客を対象に交通機関をしっかりと組み立てて、106 急行と同等ぐらいの直行便を県が提案していくぐらいの姿勢がないと、この復興に対しての盛り上がりで地元が欠けているということを言われかねないと思います。そういう意味で、中村政策地域部長、いかがですか。その点をこれからの計画の中にしっかりと組み込んでやらないと、この半年間、せつかくここでやってもらうのに、そこに応える姿勢が県に見えないという問題点が出ると思いますから、その点についての所感をいただきたい。

○中村政策地域部長 今佐々木委員から、盛岡から久慈に行く交通手段をもっと利便性をアップするような手だてというふうなお話を頂戴いたしました。いずれJR東日本を含めて関係交通機関とも早急に協議をしながら、具体的にどういった対応が可能なのか、そこはいろいろ早急に検討させていただきたいと思います。

○高橋元委員 JR線の関係で、先ほど3点ほど課題が示されました。津波からの安全の確保、まちづくりとの整合性、費用負担の3点が示されましたけれども、費用負担については、国に引き続き要望を出していくということで、これは県としては要望だけなのですが、残りの二つについては、早急に課題整理を図ってJR線の復旧に早く取り組んでいかなければならないのではないかと思いますけれども、この辺の課題整理については、今後どのように進めていくのか。もう少しめどを示していただいて、早急に取り組んでいただきたいという思いをちょっとしております。

それから、復興調整会議ですが、これはどのぐらいの頻度で開催されているのかちょっとお伺いしたい。あわせてBRTも、気仙沼から陸前高田とか大船渡というふうな形なのですけれども、例えば来年南リアス線が大船渡まで開通するというのであれば、私は気仙沼を回るよりも、BRTを千厩から、例えば大船渡とか陸前高田とか、この路線も考えてもらったほうが良いような気がするのですけれども、観光ルートを含めて鉄道ということを考えれば、遠回りよりも少し被災地直行も考えてもらうほうが良いのではないかと。そのような検討はないのかどうか、含めてお尋ねしたいと思います。

○佐々木交通課長 今3点御質問がございました。一つは、課題の整理の状況ということでございますけれども、お手元の資料でいいますと、主な課題ということでお示しているのがこの7点でございますが、それぞれ復興のまちづくりの計画の中で、例えば鉄道敷、地面のかさ上げをしますと、それに伴って鉄道勾配が変わりますとか、そういう細かい部分の調整はJR東日本と、復旧した場合にはという前提でやっているところがございますので、その資金の部分のめどがつけば、それは問題としては一つ一つクリアされていくこ

とになろうかと思えます。

それから、復興調整会議の頻度というお話がございました。JR山田線復興調整会議につきましては、第1回が平成23年6月に開かれまして、第2回が同年の11月、それから3回目が平成24年5月、4回目が平成24年11月、5回目が平成25年3月というところで、JR山田線につきましては5回開かれています。それから、JR大船渡線につきましては、第1回が平成23年7月、第2回が平成23年11月、第3回が平成24年5月、第4回が平成24年11月ということで、4回開かれているというような状況でございます。

それから、3点目としてBRTのお話が出ました。千厩から大船渡とかというお話でございますけれども、今JR東日本に県として、それから沿線市町村としてお願いをしているのは、一日も早い鉄道の復旧をとということが第一でございます。

南のJR大船渡線につきましては、通学者の足を確保するといったようなことがありまして、仮復旧ということで、BRTの運行をお願いしたという経緯がございますので、まずは鉄道復旧をという部分を前面に出してお願いをしていきたいと考えているところでございます。

○城内愛彦委員 私から2点お伺いしたいのですけれども、JR線の関連であります。

鉄道復旧に係る課題ということで、JR東日本から復旧についてキャッチボールが始まったわけなのですけれども、その中で地元自治体に対して地元の利用促進策を検討するよう要請があったということでもあります。それを受けて具体的に地元のほうでどういう動きがあるのか、また県として、支援策も含めてどういう促進を図られるのかという点を、検討も含めてお伺いしたいと思います。

○佐々木交通課長 今利用促進の検討の組織のお話が出たところでございます。利用促進検討会議を立ち上げようとするのは、そもそも過去の経緯のお話になるのですけれども、11月でございましたけれども、昨年の第4回のJR線復興調整会議の中で、JR東日本側から鉄道復旧した後の利用促進について検討してもらいたいという旨の要請があったことに基づくということでございます。JR東日本側とすれば、地元からの強い要望があつて鉄道の復旧をしました。ただ、利用者がどうなるかというのは、会社的には非常に気になるところで、後からこういったお話が出てきたということでございます。

この検討組織につきましては、先ほどもちょっと申し上げたのですけれども、5月の連休前に1回目を開催しようということで、今、日程調整が整っているところでございます。中でどういう議論をしていくかというお話になるのですけれども、構成員に学識者の方もお入れするということで考えておりました。幅広い視点で、どうやったら利用促進が図られるのかという点でアドバイスをいただきたい。何を話し合うかということにつきましては、JR東日本は何をしてくれるのですかということではなくて、地元として何ができるのですかと。三陸鉄道でもせんだって4月3日の運行再開の式典と、それから1号列車に私も乗車してまいりましたが、大雨が降る中、地元の皆さんが、ぬれながら旗を振っていただいたりとか、焼いたホタテを車中に持ってきていただいて、そういう熱意

をすごく感じたところでございます。

三陸鉄道については、地元の悲願ということで通った鉄道もあって、これまでもマイルール運動であるとか、地元で頑張っ利用しましょうというのは各地区でやっていただいたというのがございますので、県として見れば、そういったノウハウもあるのだなというふうに思っているところでございますので、そういったものをJR山田線の沿線の住民の方、それから市町村の方にも御理解をいただいて、自分たちの鉄道なのだという意識を持っていただいて、利用促進に前向きに取り組もうというふうな形で、何が自分たちとして利用促進のためにできるのかというのを、玉出しといいますか、学識者の方のアドバイスをいただきながら詰めていきたいと考えているところでございます。

○城内愛彦委員 JR東日本が復旧するに当たって、ある意味いろんな条件というのが出てくるわけなのですけれども、そういった中で、先ほど答弁にあったとおり、今後復旧して10年後どういう利用状況があるのかというのが、やはりJR東日本の一番興味があるところだと思うのです。これは古くて新しい話題になるわけですが、どうやって利用していくかという部分を、県民も含めてですけれども、学識というより、もっとも地元の方々の意見というのを取り入れていかなければならないのではないかなというふうに思うところであります。

オープン初日に乗られたという話をしていましたけれども、翌日のテレビ取材を見たのですが、翌日は普通どおり、1人か2人しか乗っていなかったという取材がありました。それではやはりいけないのだと思うのです。ですので、それを持続、継続できるような仕組みを検討していかなければならない、だからこそ復旧が進まないという要件はあるのだと思います。

私たち自身も含めて、しっかりと利用促進というのを、再度検討するべき時期が来ているだろうし、そうでないと、JR東日本だけではなくて、JR東日本は民間ですからですけれども、三陸鉄道の部分については、持ち出しがどんどんこれからふえていく要素というのはあるわけですので、しっかりとその辺考えていかないと、鉄道は復旧させたが誰も乗っていないという状況がどんどん続く要素というのが人口減少を含めてあるわけですので、その辺を一体となって考えていかなければならないのだと思っています。その辺、再度所感も含めてお伺いしたいと思います。

○中村政策地域部長 今城内委員のほうからお話がありました、なかなか沿岸地域の置かれている状況というのは、今回の東日本大震災もあって、一定程度人口の流出もあるといったような状況の中で、こういった交通手段をどのように確保していくのかというのは、非常に大きな課題として我々に突きつけられているというふうに思っております。

ただ、鉄道そのものは、沿岸地域の高校生であるとか、高齢者が病院に通う手段、買い物をする手段というようなことで、非常にまた一方で重要な手段でもあり、これは我々としては絶対になくすわけにはいかない手段であると思っておりますので、何とかこれを永続的に続けていけるような方策を、できるだけ今回立ち上げる利用促進会議でも幅広い御

意見、御提言を踏まえて、そういった形につなげていきたいというふうに考えてございます。

○久保孝喜委員 JR線の問題でお尋ねしたいと思います。

きょういただいた資料をずっと読んで、大変残念でございます。資料の2ページ、これまでも質疑がありましたけれども、3の鉄道復旧に係る課題というところに書いてありますが、(1)に冒頭、まずJR東日本が鉄道復旧を明言していないところが一番の課題なのでしょう。なぜそれをきちんと書かないのかというふうに思うのです。読めばそういうことなのですが、まさにそこが肝なわけでしょう、これからの交渉事を含めて。それをきっちり県の姿勢として打ち出さないと、私は交渉の入り口にも入らないと思います。

今までいろいろ議論されていたことは、復旧になればこうしなければならない、あるいは復旧するためにこういう手だてがあるということの細部は、それぞれいろいろ議論をする場があって、やってきたというのは十分わかっていますが、問題は最後のその1点ですよ。JR東日本が鉄道復旧しますと言っているか言っていないかということが最大にして唯一の課題なのではないですか。そういう認識がこの文章を見ただけでは読み取れない。皆さん方の姿勢が、そこにきちんと焦点が合っているかどうか。これが、私はきょうの説明資料の中で一番欠けていて、全部を台なしにしてしまっているのではないかと思うぐらいに、実は大変残念なことだったのですが、まずその点、どういう認識なのか説明をいただきたい。

○中村政策地域部長 今久保委員のほうから御指摘いただきました。その辺が、若干舌足らずの資料のつくり方だったかもしれませんが、実は三陸鉄道のところの1ページ目の課題のところ、JR山田線、大船渡線の早期復旧といったようなところを一応書かせていただいております。そういったこともあって、JR線のほうでは具体的な課題を列挙させていただくというふうな資料の整理にさせていただいたところがございます。基本的には、久保委員おっしゃるように、経営主体であるJR東日本側がJR山田線、大船渡線について復旧を明言していただくというのが当面の大きな課題というふうに我々としても認識しております。

○久保孝喜委員 その上で、三つの課題がJR東日本から提起されているというふうに書いてありますが、既にこれまでの復興調整会議などを含めて、この三つのうちの課題は、例えば最初の津波からの安全の確保という問題は、復興まちづくり計画の中でもいろいろ議論がされて、市町村段階でも青写真ができていますし、何より一番問題なのは、これまでも指摘したように、JR東日本自身が津波をかぶった現状路線をそのまま復旧している例もあるわけでしょう。例えばJR八戸線にしる、南のJR線にしる。そうすると、安全の確保と言いながら、実はそれは既に原形復旧でやっているところもあるのにもかかわらず、これがなぜ障害になるのかという問題点も、実はこれまでも指摘をしてきましたけれども、現にあるという点で、このJR東日本の言い分である問題提起も実は破綻していると私は思っているわけです。

それから、まちづくりとの整合性の問題は、まさに復旧するという前提の中で、当然やられる話ですから、復旧を明言する障害にはなり得ないということで、これまでも議論がされてきているということでしょう。そうすると、残るは結局のところ費用負担の問題だと。こういう認識は誰もが持っているわけですが、表に出るとこういう話になってしまって、その問題点がぼやけてしまうという問題意識を私は持っているわけです。だからこそ、J R 東日本が復旧を明言していないことにきちんと焦点を当てて、県が交渉に入るとということが絶対に必要だと。それは、鉄道事業者として社会的責務を放棄するに等しいのだということをまず言った上で、費用負担の問題を含めた具体的な協議の中でできることをやってみようという姿勢を示していくというのが、私はやり方として正当だろうと。

現にJ R 東日本も、私は発災直後のさまざまな新聞報道等をもう一回ひっくり返して見たら、2年前の4月5日のJ R 東日本の社長自身の記者会見で、被災した鉄道については責任を持って全て復旧させる、可能な限り長期債務もふやさないでやるというふうに当時の社長は言明しているのです。ところが、いつのころからか、社長がかわったことが一つの大きな契機かもしれないけれども、その復旧について明言を避けるようになってきた。今では一切しないということになってきたということが時系列で変わってきているわけです。そういうことも含めて、鉄道事業者としての姿勢を問うということが、最大にして唯一の課題だということをまず前提にした交渉をしなければいけないと、私はそう思っているわけです。

そこで、鉄道の復旧の問題で、実は興味深い報道がございました。この間の土曜日、4月13日のBSフジの番組で、甦れ！東北の鉄路2013という番組があり、1時間半ぐらいのドキュメンタリーですが、これで沿線被災地の鉄路復旧についての現状と課題を、かなり詳細に、そして継続的な調査の上で報道番組がつくられたわけなのですが、私はそれを見て感心したのは、私たちが漠然と鉄路復旧をしないと人口流出するというふうに言ってきていますし、そう思っていました。ところが、例えば宮城県から以南の鉄道なんかでは、常に鉄路復旧を明言しているにもかかわらず、具体的な手がついていない地区がいっぱいあるわけです。復旧は明言しているけれども、しかし具体的な復旧に入っていない地域、路線というのがあるわけです。実は、この番組によれば、そういうところほど人口流出が進んでいると。なぜか。今すぐにでも、あしたにでも、きょうにでも、つまり勤め先あるいは学校を含めて鉄路が必要なわけです。そして、代替交通も便利さには欠ける、時間もかかるというようなこともあって、鉄路復旧を明言しているのだけれども、具体的な工事が進んでいないところほど実は人口流出が進むという、そういう関係性が見えてきたという報道なのです。だから、鉄路復旧を人口流出の問題の切り口にして捉えた番組として、私は極めて秀逸な番組だったというふうに思いますし、我々の観念もちょっと切りかえなければいけない。つまりこの2年間、例えばJ R 山田線で1センチメートルも復旧が進んでいないという現状の中で、実は人口流出がそれによって起きているという可能性を示唆されたということでも実はあるのです。そういうふうに捉えました。つまりこの鉄路復旧

の問題は、単に足の確保ということにとどまらず、まちづくり、復興の極めて中心的な課題であるところの人口の問題に密接にかかわっているという認識を、実は持たなければいけないというふうに思ったのですが、そういう点でこれからの交渉をきちんとやっていかなければならないと思いますが、見解をお示ししたいと思っています。

○中村政策地域部長 今久保委員おっしゃったことは、基本的に私もそのとおりだと思います。JR東日本側が復旧を明言していないということをまず交渉の大前提、入り口としながら、具体的な課題について詰めていくというのは、これまでも実務的にはそういった交渉をJR東日本側と我々は現実に何回もしてきてございます。ただ、なかなかそういった形でJR東日本側から前向きな回答が今時点で引き出せていないというのもまた一方の現実でございます。

それからもう一つ、人口流出の原因が、JR線を含めて、いまだ主要な交通手段がはっきりと復旧していないことが一つの要因になっているのではないかなというふうなお話もございました。人口流出の原因を細かく分析するというのはなかなか難しいところがございます。働く場所であるとか、生活環境等々の要因があると思います。確かにその一因として、こういった日常の交通手段がどれくらい確保されているのかといったことも、その要因の一つにはなっているのではないかなというふうにも思います。そういった意味でも、我々としても全力を挙げて、一日も早い復旧を果たすように引き続き努力をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○久保孝喜委員 最後にしますが、費用負担にかかわって国土交通大臣の発言などもいろいろあったりして、その後こうした国の側の姿勢というものについてどういう情報を入手されているのか、それについて県がどういう対応をしているのかを含めて、国との関係、そのやりとりを含めて明かせるのであれば、この際お示しをいただきたいと思っています。

○中村政策地域部長 JR東日本側から復旧の経費として示されている金額としては、原状復旧分として140億円、それからそれを超える部分として70億円、トータル210億円という金額が示されてございます。ただ、この金額そのものは、JR東日本側も言っておりますが、最大限見積もったマックスの数字というふうなお話を頂戴してございますので、一つはこの金額そのものを精査しなければならないというところはあるのですが、個別に原状復旧を上回る部分については、かなりの部分、国のほうでは復興交付金を活用して、まちづくり事業の一環として対応ができるのではないかなというふうな感触を我々としては得てございます。

ただ、一定部分、どうしてもそれでもカバーできない経費が発生しそうだというところがございますので、それについてはまた別途、一時的に仮に地元が負担したにせよ、最終的には国のほうの特別交付税等を活用しながら補填をしていただきたいというふうなこともあわせて、今国のほうには要請をしております。

○伊藤勢至委員 今各委員からいろんなお話があったわけではありますが、ちょっと私の情報とニュアンスが違いますので、私の情報の中でお話をさせてもらいたいと思っています。

私は、当初から J R 山田線は必ず復旧をするであろうと思っておりました。まず第 1 番目、発災年度内に J R 八戸線が早期復旧になったことであります。避難対策等いろいろ言っていますけれども、言ってみればちょっと高嶺に鉄のはしごをかけたような状況で復旧をしました。ああ、こういうやり方もあるのだなというのが一つであります。

それから、宮古駅、釜石駅、山田線以外ではありますが、盛駅、気仙沼駅の駅舎のリニューアルを J R 東日本が発注をいたして、もう工事が終わっております。復旧しないところの駅舎を改修するはずがない、これが 2 点目であります。

それから、今年の 6 月でしたか、J R 東日本の社長が交代しました。あのとき岩手県選出の国会議員団のところを御挨拶に歩かれたようでありまして、その新社長が当時の衆議院議員の菊池長右エ門先生のところに来られて、他の議員のところも歩いたと思うのですが、J R 山田線につきましては、三陸鉄道との絡みもありますので、J R 東日本が復旧する方向で考えなければいけないというふうに思っておりますということを明言されていったそうであります。したがって、私はこの 3 点から、絶対にこれは復旧ありだなど。ただし、数字の争いになるのではないかというふうに思っていたところであります。

そうした中で、トータル 210 億円という数字が出てきました。負担は J R 東日本が 140 億円、地元自治体が 70 億円という形になるわけですが、これをもうちょっと分析しますと、J R 山田線は宮古から釜石までの間にありますから、仮に 70 億円を分担しますと、宮古市が 20 億円、釜石市が 20 億円、山田町、大槌町が 15 億円、これで 70 億円になるわけですね、簡単にです。そうすると、数字的には私はこれで回っていきたくらうと。多少の紆余曲折はあろうかとは思いますが、これでおさまる。あとは各地域がまちづくりに事寄せて、国の支援のお金をいかに引っ張り出せるかということにあると思っております。道路に例えますと、復興道路がおおむね 5 年、復興支援道路がおおむね 7 年ということですので、その中で私は復旧が可能だと思っております。

そこで、私は気が早いものですから、復旧した後のほうに重きを置いたいろいろな計画、作戦を立てていかなければ、まさに三陸鉄道にも重大な影響があるというふうに思っております。今各委員からお話がありましたように、現在犠牲者、行方不明者を含めて約 7,000 人が沿岸からいない状況です。そして約 7,000 人が内陸に避難をしている。したがって、今沿岸には 1 万 5,000 人ぐらいの人がいなくなった状況にあるわけであります。したがって、これが恐らく継続をしていくだろうと。

そういう中で、三陸鉄道あるいは J R 山田線を存続させていくためには何かの施策を展開していく、当然これには財源が必要になってきます。そういう中で、三陸鉄道あるいは J R 山田線もそうありますけれども、利用客が減ってきた大きな原因の一つに、軽乗用車を購入して乗り換える人がどんどんふえてきた。この 10 年、15 年来でしょうか。そして、軽自動車の税金は市町村にダイレクトに入ってくるということでありまして、平成 23 年度、ちなみに宮古市は 9,800 万円余、そして釜石市が 5,560 万円余、大槌町が 1,830 万円余、山田町が 2,720 万円余というお金がダイレクトに入っているわけですが、こ

これは本来三陸鉄道あるいはJ R線に乗っていた方々が自分の利用価値を考えてということではありますけれども、この地域のメインの交通手段としてこれを存続させるために、こういうところからお金を向けて、これがトータルで地域のためになりますよ、あなたのためにもなりますよと、そういうことを考えていかなければならないのではないかと。特に、三陸鉄道は南と北に分かれておりますので、まさにJ R山田線とは本当に密接な関係がありますので、そういうことの提案をJ R東日本は待っているのではないかと。そういうことをこういう形でやっていきたいと思いますということを進めていくような積極的な取り組みを待っているのではないかと私は思ったりしております。

人口減少は本当に残念であります、若干しばらく続くかもしれませんが、ただし観光客を何とか早く受け入れてお金を落とさせる、使ってもら、これも大事な手段でありますので、あわせてやっていかなければなりません。私としては、J R山田線は、もう復旧する方向に立ったと思っておりますので、これについては紆余曲折は置いておいて、復興した後の部分についての提言なり取り組みなりを大いにアピールしていくべきだと思いますが、いかがでございますか。

○中村政策地域部長 今伊藤委員のほうから復旧した後のことをしっかり考えて提案をしていくべきではないかというお話を頂戴しました。その中で、軽自動車税のようなものも活用できないのかといったようなお話がございました。我々としても、単なる復旧だけを求めているということではなくて、逆に言えば、復旧をスタートにして沿岸地域をどういうふうに振興していくのかといったところも十分にらんだ上で、この対応は考えていかなければならないというふうに考えてございます。

その財源として、今御提案があった軽自動車税云々というようなお話もございましたが、いろいろこれは税制度との絡みもございまして、どういう財源を確保しながらそういう対応をしていくのかといったようなことも踏まえて、我々としてはしっかりと検討していく必要があるというふうに思っております。

○工藤勝子委員 今後の対応について、3ページにありますけれども、J R東日本から示されている未調整の課題というようなことがございます。上のほうには、経費の問題も210億円というお金が出てきましたけれども、J R東日本との未調整の分の課題というのは、まだあるのかというようなところをちょっとお聞きしたいと思っております。

それから、現状に戻って、バス事業者による振りかえの代替交通を確保しているわけですが、J R大船渡線においてはBRTというような形ですけれども、これの利用状況、それから利用している人たちの声等も、もし把握しているのであったらお聞かせいただきたいと思っております。

○佐々木交通課長 未調整の課題という一つの御質問でございますが、これはお手元にお配りした資料の5ページ、6ページのところに集約されているところでございます。例えば5ページのところでございますと、宮古市の藤原地区につきましては、J R線と交差する避難路の設置について、J R線の下を避難路が抜けるという形になりますので、その

場合の深さをどのくらいとればいいのかと、そういうふうな技術的なあたりを調整していくといった部分が未調整の課題ということで、JR山田線については4点、それからJR大船渡線については3点お示しをしているというところでございます。

それから、振りかえ輸送バス、あとBRTという話がございまして、JR山田線の振りかえ輸送バスの話でございますけれども、これにつきましては平成23年度の数字がございまして、これは宮古から釜石間の振りかえ輸送バスの利用人員ということでございますが、ちょっとこれはわかりにくいのですが、1日1キロメートル当たりの利用者数ということでございますが、265人という数字が出てございます。ちなみにでございますけれども、被災前の鉄道については693人ということでございまして、今申し上げた振りかえ輸送バスの265人というのは、バス自体にはもっとたくさん乗っていらっしゃるのですが、そのうち鉄道の定期券であるとか、回数券を利用している方の人数ということでございますが、そういった人数は把握をしているところでございます。

それから、BRTのお話がございました。BRTの利用人数につきましては、我々のほうも3月の頭に開業したということで、1カ月たってどのくらい乗っているのだと非常に興味を持っているところでございます。JR東日本盛岡支社のほうに照会をしたのですが、まだデータがそろっていないということで、現時点では把握はできていない。ただ、これから数字のほうは押さえるようにしますということです。数字については随時JR東日本に要求して、情報公開をするようにということで求めていきたいと思っております。

それから、BRTについての関係で、利用者の方のお話ということになるのですが、学校関係者のほうからは、BRTによって本数がふえたということで、従来自家用車で親御さんが学校まで送迎をしていたという部分の負担が減ったですとか、あとは学校活動への支障が減少したといったような声も聞いているところでございます。ただ、一方では通勤通学時間帯にどうしてもバスが混雑するというので、座席に座れないといったお話も聞いているところでございます。あくまでBRTは仮復旧ということでございまして、我々としては、また沿線の市町村としても、鉄道の復旧をこれからも強く求めていくということでございます。

○**工藤勝子委員** ありがとうございます。それでは、今後JR東日本に対して、今までどおりのような要請活動をしていくのか、県として特別新たな要請活動と切りかえていくのか、その辺のところをお聞きいたします。

○**中村政策地域部長** これまでも知事を初め、いろいろな沿線首長の御協力もいただきながら、何回も要請活動はやってきております。いずれ今後とも引き続き必要なポイントではそういった活動もやっていきますが、ただそれだけではなかなか不十分だと我々も思っておりますので、基本的にはJR東日本がいろいろ指摘されている課題をそれぞれで実務的にしっかり全部つぶしながら、逆にJR東日本としては、これ以上断れないというか、そういった状況に追い込んでいくという取り組みも一方で必要だと思いますので、その一

つとして、先ほどお話をいたしております利用促進の検討組織も今度立ち上げるということにもしてございますので、その両面を合わせて、J R 東日本側とはいろいろ交渉等を含めて対応してまいりたいと考えてございます。

○五日市王委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになければ、これをもって沿岸地域の鉄道の復旧について調査を終了いたします。

休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○五日市王委員長 再開します。

次に、広域防災拠点構想について調査を行います。調査の進め方についてであります、執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、当局から説明を求めます。

○會川防災危機管理監 それでは、岩手県広域防災拠点整備構想について御説明いたします。お手元にあります岩手県広域防災拠点整備構想の概要をまとめましたA 3判の資料により説明させていただきます。

まず、左段、構想策定の目的等ではありますが、県では災害対応等において、特に課題が生じたと考えられます 21 項目を対象に検証を実施し、平成 24 年 2 月に公表したところであります。この検証では、さまざまな課題が挙げられておりますが、その中で物資の備蓄や物資供給等の支援体制の不十分さや、沿岸被災地の後方支援を行った遠野市と県との連携の不十分さが指摘されており、これらの課題の改善方法の一つとして、物資受け入れ等の機能を有する広域防災拠点の整備の必要性が挙げられたところであります。

こうしたことを踏まえ、本県における広域的な大規模災害に対応可能な広域防災拠点整備の基本的な考え方を検討、整理し、本年 2 月に岩手県広域防災拠点整備構想を策定したところであります。

2、策定に当たって想定した災害ではありますが、資料 2 枚目の左側の図 1 をごらんいただければと存じます。県地域防災計画において想定する地震や津波、火山を想定災害としたところであります。

資料 1 枚目に戻っていただきます。上段の真ん中ではありますが、構想策定に当たりましては、有識者、市町村、消防、自衛隊等の関係機関の方々に構成する委員会を設置し、さまざまな観点から議論をいただくとともに、パブリックコメントや市町村への意見照会なども実施し、委員会での議論とあわせ構想に反映し取りまとめたところであります。

それでは、構想の内容について説明いたします。資料下段左側をごらんください。まず、広域防災拠点の定義ではありますが、本県の広域防災拠点については、効率性や物理的な制

約から県内全域で発生する大規模災害に対応する機能を持った防災拠点である広域支援拠点と、被災地により近い場所で被災地支援を担う、いわば前進基地としての機能を持った防災拠点である後方支援拠点、この二つのタイプで構成され、災害時に相互に連携し、一体として防災拠点機能を発揮するものと定義したところであります。

なお、この二つのタイプの防災拠点の災害対応イメージですが、資料2枚目の真ん中の図2と図3をごらんいただければと思いますが、図2は、沿岸部で災害が発生した場合の支援展開のイメージ、図3は、内陸部で災害が発生した場合の支援展開のイメージであります。

次に、資料1枚目に戻っていただきます。左下の広域防災拠点の機能配置であります、この検討に当たりましては、既に策定されている他県の例を参考に、個々の機能を一定のエリア内の複数箇所に集中させ、ネットワーク化して配置する分散連携型と、全ての機能を1カ所に集中して配置する集中配置型、この二つについて検討したところであります。

分散連携型は、既存施設の利用を前提としていることから、早期に必要な防災体制を確立することが可能であるほか、必要最小限のコストで実現を図ることができること。一方、集中配置型は、さまざまな機能が1カ所に集中することによるメリットがある半面、施設を新たに整備する必要や、機能が集中するがゆえに一度に全ての機能が被災する可能性も指摘されたことなどから、議論といたしましては、本県としては分散連携型を選択し、県施設のほか市町村施設の活用も視野に機能配置を検討したところであります。

なお、構想におきましては、集中配置型は広大な施設用地の確保や、新たな施設の整備など多額の整備を要し、また整備までに相当な期間を要することから、長期的な課題と位置づけ、整備した場合のメリットや財政状況も踏まえつつ、国による支援制度の創設の動きなども注視しながら対応を検討しようとしたところであります。

次に、広域防災拠点に備えるべき機能であります、国等の報告書も参考に、資料下段の真ん中の表にありますが、本県で整備すべき機能を、人、物、情報の三つに区分したところであります。

次に、広域防災拠点の配置図であります、資料2枚目をごらんください。図4にありますとおり、広域支援拠点を県中央部に1カ所、後方支援拠点を県南部、県北部にそれぞれ2カ所程度配置することとしたところであります。

もう一度資料1枚目に戻っていただきます。最後に、具体化に向けた今後の取り組みについて説明いたします。まず、防災拠点の具体的な位置の決定であります、分散連携型の機能配置を前提に、さまざまな要件を満たす地域の絞り込みや、広域防災拠点として利用可能な施設の設置状況の調査を実施し、今年度中に決定したいと考えております。このため、2、広域防災拠点整備までのスケジュールにありますとおり、今年度は県の取り組みに助言をいただくため、有識者で構成されるアドバイザー会議を設置しながら、広域防災拠点活用可能施設調査を実施し、広域防災拠点の配置地域などを盛り込んだ整備計画を策定することとしております。

平成 26 年度以降につきましては、今年度策定いたします整備計画に基づいた広域防災拠点の整備、広域防災拠点に関する事項の県地域防災計画への位置づけといった取り組みを進めていきたいと考えており、現時点におきましては、これらの取り組みを平成 27 年度までのおおむね 2 カ年で進められればと考えております。

なお、平成 26 年度以降に取り組みます広域防災拠点整備であります。県施設等の既存施設を整備する分散連携型を前提としておりますので、新たな施設を整備することではなく、広域防災拠点を置く施設として不足する設備、例えば通信設備などを整備していくというようなことを念頭に置いております。

広域防災拠点整備構想の説明は、以上となります。

○**五日市王委員長** この際、昼食のため、午後 1 時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**五日市王委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○**佐野生活再建課総括課長** 午前中の被災ローンの法整備を求める請願に関する質疑の中で、高橋委員からの御質問に対して、私が誤った答弁をいたしましたので、おわびをして訂正させていただきたいと思っております。

高橋委員の最初の質問で、3 月の当委員会の資料の数字と今回の資料の数字を比べたときに、債務整理申出件数が減っているのはどうしてかという御質問がございました。これに対して私がちょっと誤った認識で答えたのですが、3 月 22 日の委員会でお示した債務整理申出件数が 642 件、そしてきょうお示した債務整理申出件数が 584 件ということで減っているというふうな形になっているのですが、よくよく精査しましたところ、3 月の委員会の資料で 642 件としてお示したものが、実は 542 件の誤りであったと。100 件多く記載していたということで、債務整理申出件数、それから債務整理成立件数ともに 3 月の時点より現時点で増加しているということでございますので、訂正させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○**五日市王委員長** それでは、午前中の広域防災拠点構想についての説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○**及川あつし委員** きょうは、調査に加えていただきましてありがとうございました。説明をいただいて、理解が深まった部分もありますが、不明な部分も何点かありますので、お尋ねしたいと思います。

まず、広域支援拠点と後方支援拠点、タイプ A、タイプ B に分けて、今後取り組みを進めていくということで理解をいたしました。後方支援拠点についてお尋ねしたいのですが、A 3 の資料の 2 枚目のところに、後方支援拠点については県北部に 2 カ所程度、県南部に 2 カ所程度というようなイメージ図が出ておりますが、実際の東日本大震災の教訓を踏まえて、あの際には一番有名なのは遠野市だったということですが、特に県北部につい

ては、東日本大震災の際は後方支援拠点、事実上、何となくイメージができないのですけれども、今後整備するとして、どういう考え方が県北部にあるのか。

また、県南部についても、遠野市は事実上の一大後方支援拠点だったと思うのですが、もう一カ所整備するとして、どういう考え方でいるのか。現段階で考えているものがあれば、まずお示しいただきたいと思います。

○會川防災危機管理監 及川委員からの今の質問でございますが、現在の段階では、まだ具体的な地名といったものについては検討しておりません。平成 25 年度に具体的な調査を実施した後に決めるということになろうかと思えます。

○及川あつし委員 わかりました。では、実際の震災の教訓を得て、しっかりとした後方支援についても拠点整備をお願いしたいと思えます。

タイプ A の広域支援拠点については、実は私のきょうの質問の趣旨なのでありますが、前回もお尋ねしました。きょうも説明がありましたが、当面コスト面とか、一度に全ての機能が被災する可能性もあることなどから、集中配置型は見送るというふうに理解しました。ただ、もちろんコストもかかるのはわかるのですが、我々が去年でしたか、兵庫県の支援拠点を実際に調査してまいりまして、あれが多分日本で一番先進的な事例かと思うのですけれども、私自身、一番これはすごいなと思ったのは、オペレーションルームの整備です。要は、いざ有事になった場合に、責任ある皆さんが一室に集まって、マルチ画面で会議もしつつ、被災地の状況を把握しながら指示を的確に出せるオペレーションルームが県庁の施設内にございました。しかも、広域支援拠点のほうにも一定の機能が備えたものがありました。

こうした機能については、分散連携型の拠点といえども、指示をする司令塔はやはり 1 カ所きちんとしたものが必要だというふうに認識しているのですが、この広域防災拠点の構想の中では、そういったものがしっかりと見えていないのですが、いわゆる集中的にオペレーションを行うための機能をどのように設けようとしているのか、どういう議論があるのか、その点についてお示しいただきたいと思えます。

○會川防災危機管理監 今のオペレーションをする機能についてということですが、現在の現行の機能に加えまして、今後県の業務計画の中で、実際に県庁における対策室が機能しなくなった場合、どこに位置づけるかというのは、また別途検討するという事で考えております。

○及川あつし委員 ちょっと趣旨が違うのですけれども、ではきょう有事があった場合に、皆さんはどこに集まって情報収集をして、会議をして指示を出すのですか。その機能が不十分だったのではないかという教訓のもとに、ここの県庁が被災しなくても、オペレーションをより充実させる施設が必要ではないのですかという趣旨の質問ですけれども、どうですか。

○會川防災危機管理監 まさしく有事、実際危機が起こったときに対応する施設というのは必要だというふうに考えております。

○及川あつし委員 どういう検討をしているのですかと聞いているのですけど。

○佐藤総合防災室長 及川委員御指摘のとおり、東日本大震災の際は、このオペレーションルームと申しますか、その指示を出す機能がどうなったかというものについては、検証等でもいろいろ御指摘があるところがございますので、今回この構想の中では、具体的にまだ位置づけについては考えておらなかったところがございますが、御指摘を踏まえまして、中心部の機能をどうするかというものを整備計画の中でしっかりと盛り込んでいきたいと考えております。

○及川あつし委員 今の答弁であればわかりました。つまり、今構想の段階なので全体的に具体性がないのかなと思っているのですが、私が一番疑問に思っているのは、具体性がないからなのかもしれませんけれども、オペレーションをどこで皆さんが実質的にやるのか。その機能をどこまで高めるか。ここが一番の肝心なことであって、人、物、物資のコントロールが、いま一つうまくいかなかったというのが、当時の一つの教訓だと思いますし、兵庫県並みに整備するまでもないかもしれませんけれども、一定の機能を備えておかないと、いざというときに対応できないという趣旨でありますので、オペレーションをどこでやるのか。ここの県庁が被災した場合に、代替措置としてとられるオペレーションをどこでとるのかという程度は、イの一番に決めておかないと何も進まないのかなという趣旨でありますので、ここからお伺いします。

そこがまず見えていないので、私の頭がちょっと混乱しているのですが、次に消防学校については関連する施設だと思いますので伺いたいと思います。広域防災拠点の中でいわゆる消防学校、特に広域支援拠点の中における消防学校の位置づけ、これをこれから進めていく計画の中で、基本的にどのように認識しているか、ちょっと教えていただきたいです。

○佐藤総合防災室長 消防学校につきましては、従来から災害時に必要な物資の備蓄場所ということで、備蓄の倉庫を設けておりますほか、今回の東日本大震災におきましては、被災地からのヘリコプターによる患者輸送の拠点であったり、あるいは県外からの緊急消防援助隊の休憩や宿泊場所として活用されたというようなこともございますし、物資の支援の集積場所にもなったところがございますので、災害対策の支援の一翼を担ったというふうに認識をしているところでございます。

したがって、このような状況を踏まえて、今回の広域防災拠点の中でも、そういった機能を担う施設としての可能性というものは十分あるというふうに考えておりますので、他の施設との連携も考えながら、その位置づけ等については具体的に計画の中で考えていきたいというふうに考えおります。

○及川あつし委員 わかりました。いずれ今御答弁があったように、消防学校というのも広域防災拠点の中では非常に大事な施設であるということは誰しも認識しているところだと思うわけですが、実はこれも当委員会で、従前消防学校を視察した際に、非常に老朽化が進んでいて、改修の必然性があるということは、これも誰しもが認識しているところで

すが、当時の消防学校長が我々の視察の際に、この消防学校は移転すると聞いているとはっきりと答えておりました。移転した後は、そこに県立療育センターが入るということも消防学校長が、我々の視察の際に明確に答えておまして、それは委員会の調査記録にも残っているところであります。

当時小田島総務部長は、保健福祉部長だったので、私はその県立療育センターの件も聞きましたけれども、どうもそこについて、水面下でいろんなことが動いているのではないかなど。水面下で動くのは、行政ですから、いろんな準備行為ですから、それについてとやかく言う筋合いではないのですが、どうもそういう動きが、一連の、一番大事な防災拠点はどうするのだという議論とリンクしていないように私には見えたわけでありました。

おまけに、いろいろ聞いていくと消防学校は移転しますという話があって、その消防学校の移転地も、まことしやかに語られているわけです。消防学校の移転地が、まことしやかに語られている場所は、矢巾町内の矢巾町が所有するところ、西側の山地のところなんです。これは多くの方が語っていて、一体これはどうなっているのだと。前から私は聞いていますけれども、当委員会では、前の責任ある担当者の方は、明確な御答弁は一度もございませんでしたけれども、そういう検討等は、本当になかったのかどうか、もう一度確認の意味で伺いたいと思います。

○佐藤総合防災室長 消防学校の改修、移転につきましては、築 39 年ということで、及川委員御指摘のとおり課題だというふうに認識しておりますけれども、現時点では財源的な問題もございまして、具体的な検討は行っていないというところでございます。今回の広域防災拠点との関係につきましても、既存の施設を活用して、早期に拠点整備をするという考えのもとで、現時点の消防学校の施設を活用しながら考えていきたいというような形で進んでいるというふうに捉えております。

○小田島総務部長 若干今の説明の補足をさせていただきます。私はもう保健福祉部ではないのですが、及川委員がお話をされましたとおり、前に県立療育センターの整備等にかかわってきた者でございますので、消防学校とのかかわりについて申し上げますと、岩手医科大学との連携のもとに、濃密な医療の連携のもとに、県立療育センターを整備したいということで、当時の保健福祉部では、できるだけ移転した岩手医科大学の敷地ないしはその近辺というようなところでの医療の提供ができるような体制を整えられる、そういうものでありたいということで、岩手医科大学と折衝してまいりました。

敷地等の問題ですとか、あるいは岩手医科大学のいろいろな構想の中で、意思決定の中でいろんな話が出ていたというふうには伺っております。恐らく及川委員がお話の中でお聞きになったことについては、そういうものの一環でいろんな話として出されたものについてお聞き及びになったかと理解をしています。

県として、今及川委員からお話があったように、例えば消防学校のところに県立療育センターをつくるだとか、あるいは消防学校を別なところに移していただくとか、そういうことを積極的に提言し、それありきで進もうというような意思決定をしたことはございませ

ん。ですから、いろんな調整の中で、いろんなお話が出たというふうには理解しておりますけれども、そういう経過でございます。

今後につきましても、消防学校のあり方、老朽化が進んでおりますので、どういう形で整備をしていくのかということは、この広域防災拠点のあり方と、そういういろんな周りとの連携、そういうことも勘案しながら長期的な観点から検討していきたいというふうに考えておりますし、当然のことながら、決めていく際には、節目節目で委員会にもお諮りをし、報告したり、御協議申し上げながら進めていきたいというふうに考えております。

○及川あつし委員 今小田島総務部長の答弁で、そういう決定をしたことはないということですので、そのように理解をいたします。そうであるならば、これから今年度内に広域防災拠点整備計画を策定していくわけですので、十分に、今後の大災害に備えられるような整備等について、しっかりと検討した上で進めていただきたいというのが趣旨であります。

いずれ繰り返しになりますけれども、消防学校については非常に大事な機能を持つ施設でありながら、築 39 年もたっているということで、機能の劣化はもう目を覆うばかりであるという事実も、これはもう変えられないことでもありますし、あと県立療育センターの観点からいうと、県立療育センターの整備の際に出された計画があるのですが、その中に気になる一文があるのです。県立療育センターについては、施設整備について利用者が安らぎを得られ、特に入所、入院者が快適に過ごせる良好な周辺環境であることということで記載されていて、取得の用地については従前我々も議決で賛成をしたところではありますが、消防学校の隣に県立療育センターがあることが、今申し上げた、快適に過ごせる良好な周辺環境ではないのかなというような気もしますし、広域防災拠点の一環とすれば、現施設が適地なのかどうかも踏まえてやっていかなければいけないなというふうにも思っておりますので、この消防学校のあり方については、できれば今年度立てる計画の中で、しっかりと位置づけるべきだなと思っております。

なお、私が一つの話として聞いたことのようにありますけれども、もし矢巾町の西側の当該地域に整備することになるとすれば、私も専門家に伺いましたけれども、そこについては、さまざまな広域ハザードマップの位置づけ上も適地ではないということを行っている方がいらっしゃいますので、初めにその場所がありきではなくて、消防学校というのは、広域防災拠点にとっては大事な機能であるので、きょう、シミュレーションで出されたように、例えば内陸の直下型の地震とか、岩手山の火山の爆発とか、そういうことを踏まえていけば、適地というのはおのずとさらに絞り込まれてくるような感じがいたしますので、そうした観点からも、大事な消防学校の施設整備については、繰り返しになりますが、万が一のオペレーションルームの整備と備蓄の場所、外からの応援部隊の休憩、宿泊、物資の集積なども総合的に勘案して、しっかりと決めていただきたいと思いますが、この点について所見を伺って、きょうの質問は終わりたいと思います。

○小田島総務部長 今年度、整備の構想について詰めていく広域防災拠点は、基本的に分

散連携型を前提として、どういう機能をそれぞれの施設のネットワーク、あるいはそのための整備を進めていくかという観点から行おうとしているものでございます。その際にも、及川委員御指摘のオペレーションのお話等についても、当然その中で検討するわけでありますけれども、例えばどこかに消防学校を移転して、そこに集中して整備をするというようなことについては、これを直ちに行うことは、財源的な問題もありまして難しいというふうに判断しております。

したがって、今の点については、長期的な課題として検討していきたいというふうに考えておまして、いずれにしましても、整備をする中でどういうふうなやり方をとることが本県の広域防災、これをきちんと手当てできるのかということについては、今年度の検討の中で進めていきたいというふうに考えております。

○工藤勝子委員 広域防災拠点の整備のイメージが出されてまいりました。2年前に発生いたしました東日本大震災津波では、手さぐりの状態だったのですけれども、遠野市が後方支援活動拠点というような形で、遠野市職員だけではなくて、これは市民の人たちの大きな力があってこういう活動ができた、私はそのように思っておるところであります。この構図を見ておますと、遠野市がこの2カ所のうちの1カ所には多分入ってくるのだらうと思っております。そういう中で、遠野市が行った後方支援活動の反省も多分あると思うのです。後方支援拠点として、遠野市がいろいろやっ払いこうという構想をまとめ、それを出さないうちに震災が発生したわけでありまして、その中で遠野市が行ったことに対しましても反省と、それから今後の課題が出てきているのだらうと思っております。

そこで、この震災で後方支援活動をやった遠野市と本部との協議の中で、ある程度モデル的なものをここでつくってみたらどうなのかなと。4カ所を設定する中で、一つをモデルとして、この前の反省と課題を踏まえながら、こういうことはこうということをや遠野市と協議して、今後の構想をまとめる考えがあるのかどうかということをやまず聞いてみたいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤総合防災室長 まずこの構想をつくるに当たりまして、構想の検討委員会がございまして、遠野市の職員の方にも入っていただき、検証結果を踏まえまして、いろいろ御議論をいただいたところでございます。また、私も4月になってから遠野市に参りまして、そのときの取り組みやら、いろいろな後方支援活動を勉強させていただきました。その中で、遠野市としても、今いろいろ検証をしている作業中だというふうにもお伺いしてきたところでございます。

そういったことで、遠野市とも、今後ともそういう協議の場を設けながら、工藤委員御指摘のように、どういうふうに後方支援というものがあればいいかと、また県庁とどういふふうな連携をとっていけばいいかというたくさんの反省点を挙げられておりますので、それらを十分踏まえた整備計画をつくっていききたいというふうに考えております。

○工藤勝子委員 よろしくお願ひしたいと思ひます。遠野市は、いろんな形の中で、遠野運動公園一帯に遠野市総合防災センターもできまして、すぐにでも拠点として認定されて

も活動できる状況になってきているのだらうなと思っております。そこで、遠野市として今後あそこに救援物資等が入ってくる体育館を設置したいというような構想も持っておりまして、土地の取得も済んでいるところでもあります。そういうことを着々と進めてきておりますので、ぜひ4カ所同時スタートというような形よりは、何かの形で、さっき言ったようにモデル的な形で先にスタートしてみてもいいのではないかなというふうな考えもあります。

それからもう一つ、この役割分担のエリアの中で、県南広域振興局の役割をどのように考えているのかお伺いいたします。

○佐藤総合防災室長 今この構想の中では、基本的には物資の備蓄でありますとか、支援部隊の宿泊、あるいは待機する場所というようなイメージでつくっているところがございます。そういった県施設間の連携のあり方、これについては、このイメージの中には盛り込んでおりませんが、今回整備計画を立てていく上では重要なことでございますので、工藤委員御指摘のとおり、各市町村、あるいは県の機関との連携のあり方というものも、今回の東日本大震災の反省を踏まえて、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○伊藤勢至委員 平成23年3月11日以前は、私たちは、宮城県沖地震が今後30年以内に90%以上の確率で襲来するであろうという情報に基づく対処といたしますか、そういうものだろうというふうに思っておりました。しかし、今回の3月11日の地震のメカニズムがいろいろ報道されるにつけ、今までと違った形で発生源が5カ所もあって、それが連動した形で広範囲に地震をもたらしたと。そして、次なるものは、東海、東南海、南海が必ず来るであろうと言われているわけでありまして。それは全く今まで予想だにできなかった話であります。

そして、今回の中で、原子力発電所について、こういう被害が来るとは全く誰も予想しておりませんでした。そして、これが仮に7月、8月、9月の台風シーズンであったとするならば、恐らく東北も全滅してしまったのではないかと言う人もいらっしやいます。

そういう中であって、広域という部分は、岩手県全部が広域だという捉え方ではなくて、南海の孤島みたいに一つだけぽつんと浮かんでいる島が岩手県だったらいいのかもしれませんが、岩手県内で発生したものではないけれども、岩手県にも襲来する可能性のある災害という中で、やはり原子力発電所でありまして、そういった部分に触れるようなものも、別添でも何でもいいですけれども、そういうものも用意をしておくべきではないかと思っております。

北海道沖で台風が発生したというためしはないのであります。また、沿岸には三閉伊一揆というものがありましたが、あの中に天明の大飢饉というのがありまして、その遠因は、浅間山が大爆発をしまして、山頂が吹っ飛んでしまっ、150キロメートル上空のジェット気流に乗って噴煙が東北地方にもやってまいりまして、太陽光を遮断して飢饉が起こってしまったということでもありますので、岩手県を取り巻く大自然の現象という部分、あるいは中国のPM2.5についても偏西風に乗って来ているという話でありますし、そういう

もっと広い視点を持ったものもあらかじめ用意しておくべきだと思います。

それから、反省の上に立つというのであれば、私は発災後3日目に、岩手県は135億円の緊急補正予算を計上していただきました。そして、被災した12市町村に10億円平均のお金をいち早く配っていただいた。これによって、食料、水、医薬品の購入が非常にスムーズにできたという現場の感謝の声もあったわけであります。そして、1週間後には、400億円の債務負担行為を起こしていただきました。これがすべて応急仮設住宅の原資になったわけでありまして、こういうことにも触れながら、我々議会との関係もあるのですけれども、こういうときの知事の専決権、執行権、議会に事後報告でもいいので、いかに早くやるかという初動の部分について、もう少し触れておく必要があるのではないかというふうに思っていて、今これにざっと目を通しているのですが、何点か伺いましたけれども、ひとつ考えを聞かせてください。

○佐藤総合防災室長 今伊藤委員御指摘がございましたとおり、まず一つは原子力災害への対応ということでございますが、今回広域防災拠点構想につきましても、この紙にありますとおり、津波、地震、火山といったような自然災害を中心に検討してきたところでございますけれども、御指摘のとおり、原子力災害というものも想定されることから、共通する部分は広域防災拠点の中で共通した形で機能を担っていくということかと思いますが、原子力災害の特殊性というものもあるかと思っておりますので、今後国とか他県の動向も十分研究しまして、それで広域防災拠点の整備計画に、その辺もどのように位置づけるか検討してまいりたいというふうに考えております。

また、今回の東日本大震災津波では、他県からの応援、あるいは初動で、人が来て支援をしていただいたと、物資もたくさん入ったというようなこともございます。今度は、私どもとしては、逆に他県の災害に対しても、この広域防災拠点が機能するように、その辺も十分考えながら、方向性を検討してまいりたいというふうに考えております。

○小田島総務部長 若干補足をさせていただきますと、この広域防災拠点の整備とあわせて、知事の指揮命令ですとかそういうものにつきましても、別な形で地域防災計画があるわけですが、その位置づけと、この防災拠点の生かし方と連動させながら、知事がイニシアチブをとって、きっちりと災害に対応できるような体制づくりに努めていきたいというふうに考えております。

○伊藤勢至委員 今回の東日本大震災の際は、ちょうど議会の最終日の前日でありまして、今こそ議会がかかわっていくべきだという声もありました。しかし、あしたでもう最終日だという中であって、議会がこれを延長して、年度を越してやっていくような作業というのは難しだろうと。したがって、議会を省略と言っても自分の首を絞めるような話がありますが、まず初動については、知事の執行権、専決権を大いに活用していただいて、事後報告でも構わないと。初動というのはそういうものだ。そのかわり6月定例会には、ちゃんとした議会でやりとりをしましょうと、そういうふうに私は申し上げて、皆さんにも納得をしていただいたものと思っています。

したがいまして、規模にもよるかもしれませんが、いかに情報収集を早くして、その結果トップの判断をするかというのが何よりも重要なものであると思いますので、今小田島総務部長がおっしゃったように、知事の決定権について、そういったものをいち早くやるのだということもうたっていくことが必要だというふうに思いますから、答弁がありましたので、重ねてお願いをしておきたいと思います。終わります。

○久保孝喜委員 1点だけお尋ねしたいと思います。今伊藤委員からもあった県地域防災計画との関係というところでお聞きしたいわけです。この構想自体の前提が3月11日の東日本大震災の災害対応の検証を下敷きにして、今後の後方支援も含めたそういう対応をしていくのだという構想なわけですが、この災害対応の検証によって、実は県地域防災計画の見直しにかかったわけですね。その県地域防災計画が、あらゆる防災活動のいわば前提になっていく話なわけですね。

ところが、今回の構想で、私はちょっと不思議に思ったのは、策定に当たって想定した災害を三つの災害に特定してしまっている。なぜ特定しなければいけないのか。県地域防災計画の中でも、さまざまな災害を想定した防災のあり方というものを出しているわけですから、この広域防災拠点整備にかかわっても、当然のことながら災害を特定してしまうということに今後の運営なり、あるいは計画づくりも含めて、そごを来さないのかという点。

先ほど原子力災害の話もありましたけれども、例えば大規模な水害はどうするのだとか、あるいは原子力災害でも、本県の県民が被害をこうむるだけではなくて、隣県にある原子力発電所施設が、例えば過酷な事故を起こした場合の、その周辺の方々の支援をどうするのかということも当然入ってくるわけでしょう。だから、そのために県外で発生する対応ということも書き込んでいるわけです。

だとしたら、この三つの災害を最初から特定してしまうというところに何の意味があるのかと。もちろん計画の中身では、この三つの災害は極めて象徴的な災害であることは間違いありません。そのことをなしにしていいという話ではもちろんないわけですが、考え方として、この三つを前提条件にして確定してしまうというところに、私はこの構想がどうなのかと、そういう意図でつくられるものなのかということに疑問を抱いたのですが、いかがでしょうか。

○佐藤総合防災室長 県地域防災計画との関係におきまして、広域に被害が及ぶと位置づけられております地震、津波、火山といった大規模災害というのを県地域防災計画でも想定していたところをごさいます。そういったものを踏まえて、この構想をつくったということが一つございます。ただ、御指摘のように原子力災害につきましては、昨年請願採択もありまして、今回3月の県地域防災計画で原子力災害対策編というのを新たにつくったところをごさいます。

そういったことで原子力災害についても、今後想定する災害に含めて考えなければならぬというような認識は持っているところをごさいますし、久保委員御指摘のとおり、ほ

かに災害がないのかと、余り限定的に考えるべきではないのではないかという御指摘も踏まえまして、今後計画づくりに当たって留意してまいりたいと考えております。

○久保孝喜委員 留意の問題ではないと思うのです。この構想をつくるに際して、考え得るあらゆる災害に、十全になるかどうかはこれからの運営次第、計画づくり次第ですけれども、少なくともあらゆる災害に対応した拠点整備だというふうに位置づけられない限り、結果的に想定外でしたという話がまた出てくる可能性を最初から秘めてしまっている。それではいけないのでしょうと。それこそまさに災害対応検証で、想定外などということはないのだというふうに捉えてきた検証自身をこういうふうにしてしまったら、もう最初から否定してしまうことにならないかという懸念です。ですから考慮ではなくて、災害を特定することはやめてくださいと、やめるべきだと、こういうふうに思うわけですが、いかがですか。

○小田島総務部長 久保委員の御指摘の趣旨は、十分に御理解申し上げます。広域的な災害を及ぼす災害として考えられるのが、本県の場合、地震と津波と火山であると。ということで、これらにどう対応するのかということ、この広域防災拠点の構想の中で対応するものとして掲げたところでございます。これらに対応すれば、まずは本県の災害についてはかなりカバーできるだろうというふうに考えておまして、そのほかの災害について、局所的な対応は、またそれぞれ防災計画の中で対応が可能だと思われませんが、そういうものを超えるものとして、広域的なものに対応するものとして策定をしたいと考えているところでございます。

1点、先ほど来御指摘がありましたとおり、原子力災害についてどうするのかということについては議論があるところだと思います。これにつきましては、原子力災害というのは、発生のありよう等で、さまざまな被害が及ぶところでございます。これらについては、その特殊性、あるいは他県の動向等も踏まえながら、広域防災拠点の整備運用について、お話の趣旨も踏まえながら、どういう形で位置づけることができるのかということについては十分検討させていただきたいというふうに考えております。

○佐々木努委員 1点だけです。今後の取り組みの中でぜひお願いしたいということをお聞きしたいわけなのですが、さっき佐藤総合防災室長から、他県との連携も図れるような方向性を検討したいというような話がありました。その考え方は非常にいいことだというふうに思います。3月11日のときも全国各地から支援があったということはありがたいことですし、いずれ他県ではそのような災害が起きた場合には、今度は岩手県も積極的に支援をするということは、もちろん絶対やらなくてはならないことだというふうに思っています。そういう観点から、隣県との連携というものもぜひ考えた構想に、施設にしてもらいたいというふうに私は考えるわけですが、青森県、秋田県、宮城県、それぞれ広域拠点構想、あるいはもうできているところもあるかもしれませんけれども、岩手県の県南だと宮城県の県北がすぐそこにありますし、逆に県北に行けば青森県のほうが近いというふうなこともあるかもしれません。そういうときに、お互いに協力し合って災害

に対応するという事は大事だというふうに思いますので、ぜひその辺のところ、他県とその辺の連携をしっかりと図りながら、この構想あるいは施設づくりを進めていただきたいということをお願いしたいというふうに思います。

ドクターヘリの広域運航も始まっていますし、これから広域連携だと思うのです。岩手だけで完結するのではなく、やはり広い視点で広域的にこういうものに取り組んでいくことが大事だと思いますので、その辺のところの所感を伺いたいと思います。

○**小田島総務部長** 今佐々木委員から御指摘がありましたとおり、確かにドクターヘリにもありましたとおり、県境を越えて連携していかなければならない。特に災害の場合は、そういう連携が大切だと思いますので、こういう検討の中でも、他県との連携のありようについて、十分検討させていただきたいと思います。

○**五日市王委員長** ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** ほかになければ、これをもって広域防災拠点構想について調査を終了いたします。

この際、総務部から、専決処分について発言を求められておりますので、これを許します。

○**小田島総務部長** 去る3月22日の当委員会におきまして、事前に説明をさせていただいております岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、3月30日に専決処分を行いましたので、その内容を報告申し上げます。

これは、去る3月30日に公布された地方税法の一部を改正する法律に伴い、県税条例の関係規程につきまして、条例改正を要することから専決処分を行ったものであります。改正内容につきましては、お手元に、岩手県県税条例の一部を改正する条例要綱を配付しておりますが、事前に説明した内容のとおりであり、公布された地方税法の改正内容どおりであります。

なお、この専決処分につきましては、次の県議会において承認を求める議案として専決処分の報告議案を提出させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○**五日市王委員長** ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** なければ、これをもって本日の審査及び調査を終わります。

なお、連絡事項でございますが、さきの委員会において決定いただきましたとおり、当委員会の県内、東北ブロック調査につきましては、5月28日から29日まで、1泊2日の日程で実施いたします。追って通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでございました。